

## 陳謝文

下記の行為について、貴組合において、神奈川県労働委員会に対し、労働組合法7条1号及び3号に該当する不当労働行為であるとして救済命令の申立がなされていましたが、本学苑として、不当労働行為に該当する行為があったことを認め、かかる行為を反省し、その是正措置を講じるとともに、今後このような行為をしないことを誓約いたします。

- ・組合員2名を停職処分に付したこと
- ・組合員2名を懲戒解雇処分に付したこと

2023年6月23日

総合サポートユニオン  
執行委員長 青木耕太郎 殿

学校法人橘学苑  
理事長 藤谷豊嗣

以上